

1.介護報酬に係わるもの(利用者負担1割、2割、3割分)									
項目	区分	体制等	要介護度区分	介護報酬		利用者負担額			
				単位	金額(10割)	(1割負担)	(2割負担)	(3割負担)	
種別:介護老人福祉施設サービス(介護福祉施設) 1日につき									
①基本額	I型(従来型個室) II型(多床室)	夜間勤務体制基準型	要介護1	573 単位	6,142 円	615 円	1,229 円	1,843 円	
			要介護2	641 単位	6,871 円	688 円	1,375 円	2,062 円	
			要介護3	712 単位	7,632 円	764 円	1,527 円	2,290 円	
			要介護4	780 単位	8,361 円	837 円	1,673 円	2,509 円	
			要介護5	847 単位	9,079 円	908 円	1,816 円	2,724 円	
②加算額	精神科医療養加算	月2回以上行われている場合	1日につき	5 単位	53 円	6 円	11 円	16 円	
	外泊時加算	月6日を限度として	1日につき	246 単位	2,637 円	264 円	528 円	792 円	
	初期加算	入所した日から起算して30日以内の期間	1日につき	30 単位	321 円	33 円	65 円	97 円	
	退所時等相談援助費	退所前訪問相談援助加算		1回につき	460 単位	4,931 円	494 円	987 円	1,480 円
		退所後訪問相談援助加算		1回につき	460 単位	4,931 円	494 円	987 円	1,480 円
		退所時相談援助加算		1回に限り	400 単位	4,288 円	429 円	858 円	1,287 円
		退所前連携加算		1回に限り	500 単位	5,360 円	536 円	1,072 円	1,608 円
	看護体制加算(I)	看護師配置加算		1日につき	4 単位	42 円	5 円	9 円	13 円
	日常生活継続支援加算	①介護福祉士の割合が18名以上配置 ②前6月間又は12月間の新規入居者の総数のうち、要介護4・5の割合が70%以上もしくは認知症日常生活自立度の判定がⅢ以上の割合が65%以上またはたんの吸引行為及び胃ろうによる経管栄養の割合が15%以上		1日につき	36 単位	385 円	39 円	77 円	116 円
	サービス提供体制強化加算(II)	常勤職員を75%以上配置		1日につき	6 単位	64 円	7 円	13 円	20 円
	夜勤職員配置加算(I)	夜勤時間帯において基準をこえる延時間数で職員を配置		1日につき	13 単位	139 円	14 円	28 円	42 円
	夜勤職員配置加算(III)	夜勤時間帯において基準をこえる延時間数で職員を配置 (喀痰吸引等事業者として登録が必要)		1日につき	16 単位	171 円	18 円	35 円	52 円
	経口移行加算	対象者のみ		1日につき	28 単位	300 円	30 円	60 円	90 円
	経口維持加算	(I) 対象者のみ		1ヶ月につき	400 単位	4,288 円	429 円	858 円	1,287 円
		(II) 対象者のみ		1ヶ月につき	100 単位	1,072 円	108 円	215 円	322 円
	口腔衛生管理加算	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上実施		1ヶ月につき	90 単位	964 円	97 円	193 円	290 円
	療養食加算	対象者のみ		1回につき	6 単位	64 円	7 円	13 円	20 円
	再入所時栄養連携加算	対象者のみ		1回につき	400 単位	4,288 円	429 円	858 円	1,287 円
	看取り介護体制(I)	対象者のみ 死亡日		1日につき	1,280 単位	13,721 円	1,373 円	2,745 円	4,117 円
		対象者のみ 死亡日の前日・前々日		1日につき	680 単位	7,289 円	729 円	1,458 円	2,187 円
		対象者のみ 死亡以前4日～30日		1日につき	144 単位	1,543 円	155 円	309 円	463 円
		対象者のみ 死亡以前31日～45日		1日につき	72 単位	771 円	78 円	155 円	232 円
	排せつ支援加算	(I) 対象者のみ		1ヶ月につき	10 単位	107 円	11 円	22 円	33 円
		(II) 対象者のみ		1ヶ月につき	15 単位	160 円	16 円	32 円	48 円
		(III) 対象者のみ		1ヶ月につき	20 単位	214 円	22 円	43 円	65 円
	褥瘡マネジメント加算	(I) 褥瘡ケア計画書の作成		1ヶ月につき	3 単位	32 円	4 円	7 円	10 円
		(II) 褥瘡ケア計画書の作成及び予防		1ヶ月につき	13 単位	139 円	14 円	28 円	42 円
安全対策体制加算	外部研修を受けた担当者の配置・安全対策の体制整備		1回に限り	20 単位	214 円	22 円	43 円	65 円	
科学的介護推進体制加算	(I) 利用者ごとの心身の状況等を厚労省へ提出		1ヶ月につき	40 単位	428 円	43 円	86 円	129 円	
	(II) 利用者ごとの心身の状況等(疾病)を厚労省へ提出		1ヶ月につき	50 単位	536 円	54 円	108 円	161 円	
若年性認知症入所者受入加算	対象者のみ		1日につき	120 単位	1,286 円	129 円	258 円	386 円	
在宅復帰支援機能加算	対象者のみ		1日につき	10 単位	107 円	11 円	22 円	33 円	
在宅・入所相互利用加算	対象者のみ		1日につき	40 単位	428 円	43 円	86 円	129 円	
介護職員処遇改善加算(I)	上記①基本額+②加算額より算定した合計単位数の1000分の83に相当する単位数×10.72円(川崎市の地域加算)-9割、8割、7割分(小数点以下切り捨て)=利用者負担(1割、2割、3割分)								
介護職員等特定処遇改善加算(I)	上記①基本額+②加算額より算定した合計単位数の1000分の27に相当する単位数×10.72円(川崎市の地域加算)-9割、8割、7割分(小数点以下切り捨て)=利用者負担(1割、2割、3割分)								
* 加算額の変更について	上記加算項目における「日常生活継続支援加算」の加算条件を満たさない場合には、「サービス提供体制強化加算(II)」を算定させていただきます。								
利用者負担の計算方法	(①②の計算による一ヶ月のサービス合計単位数+介護職員処遇改善加算Iの単位数)×10.72円(川崎市の地域加算)-9割、8割、7割分(小数点以下切り捨て)=利用者負担(1割、2割、3割分) 但し、金額は小数点以下切り捨てなので、多少の誤差がでます。 *新型コロナウイルス感染症に対応する為の特例的な評価として令和3年4月から9月末までの間、基本報酬に0.1%上乘せられます。								